

ディーゼル自動車の運行規制が始まります

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の健康への影響が懸念されるため、千葉県では、条例で平成15年10月1日から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル自動車（乗用車を除く）の運行を禁止します。運行する場合には、排出基準に適合するよう知事が指定した粒子状物質減少装置の装着が必要となります。ただし、新車登録から7年間は規制の適用が猶予されます。

また、「自動車NO_x・PM法」の対策地域外【横芝町】が含まれます。のみを運行する車は、届出などにより新車登録から12年間は規制の適用が猶予されます。

●対象 「自動車NO_x・PM法」の対策地域外のみを運行する車をお持ちの方

●とき 8月20日(水)

12時30分～15時30分

●場所 横芝町中央公民館
（届出をする場合は、印鑑と車検証の写しが必要です。）

※詳しいことは、千葉県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.chiba.jp/>



ごみ収集

可燃ごみ収集

毎週、月・木曜日の2回収集しています。
月曜日に限っては、振り替え休日やハッピーマンデー（祝日3連休化法）により休日となる場合が多く、ハッピーマンデーに限って当日収集を実施します。

ハッピーマンデー

7月21日 海の日
9月15日 敬老の日
10月13日 体育の日
1月12日 成人の日

※ハッピーマンデー以外の月曜休日は、収集を行いません。

7月の収集日を変更します。

資源・不燃・有害ごみ収集

7月7日(月)→6月30日(月)

●8月以降は従来どおり第1月曜日が収集日です。

粗大ごみ収集(自宅へ収集)

7月11日(金)→7月4日(金)

●事前に申し込みが必要です。
(山武郡環境衛生事業振興組合 ☎86-3516)
※問い合わせ先

住民課環境衛生係 ☎82-8815



6月は

動物の正しい飼い方推進月間です。



- 犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけましょう。
- 動物は責任を持って終生飼いましょう。
- 犬やねこが飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。飼い主探しの方法を紹介しますのでお問い合わせ下さい。
- 犬やねこがみだりに繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置に努めましょう。
- 犬やねこに、他人の敷地内で排泄させるような行為はやめましょう。犬の運動と排便はしつけにより分けることが可能です。犬の正しい飼い方・しつけ方教室を開催していますのでお問い合わせ下さい。
- 犬を運動させる場合は、犬を制止できる人が行いましょう。

問い合わせ先

- | | |
|---------------|---------------|
| ○ 県衛生指導課 | ☎043-223-2627 |
| ○ 千葉県動物愛護センター | ☎0476-93-5711 |
| ○ 山武保健所 | ☎0475-54-0611 |